保 護 者 様

小野市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる学校の登校日の取りやめと 夏季休業日の扱いについて

令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、兵庫県に対し、国から法に基づく緊急事態宣言が発令され、県の要請を受け、市内のすべての学校を4月9日(木)から5月6日(水)までの間、臨時休校としております。

この度、県内での感染拡大傾向を受け、県より登校可能な日を設定しない期間を 5 月 6 日 (水) まで延長するとの要請がありましたので、 **緊急事態宣言が発令されて** いることを踏まえ、予定しておりました 5 月 1 日 (金) までの登校日をすべて実施しな いことといたします。

各学校よりお届けいたしました教材や連絡物等に、「5月1日(金)持参」等の記載がある場合があります。それらの持参物も、次に登校する日に持参するようにしてください。

5月7日(木)以降のことにつきましては、改めてホームページや各学校のメール 配信機能を使って連絡します。

そして、**休校に伴う児童生徒の学習機会を保障するため、夏季休業日(夏休み)を授業日といたします。**今後の休校日数により、授業実施日数は変更されますので、実施日や実施方法等具体的な内容については、後日改めてお知らせします。

なお、現在休校中の学校等を5月7日(木)に再開できないことも考えられるため、 盆の期間等一部の期間を除き、全期間を授業実施日とすることも想定していただきま すようお願いいたします。

緊急事態への対応となりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。